

平成29年第1回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月7日（火曜日）

◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	議案第2号	平成29年度豊頃町一般会計予算
3	議案第3号	平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計予算
4	議案第4号	平成29年度豊頃町介護保険特別会計予算
5	議案第5号	平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算
6	議案第6号	平成29年度豊頃町医療施設特別会計予算
7	議案第7号	平成29年度豊頃町簡易水道特別会計予算
8	議案第8号	平成29年度豊頃町公共下水道特別会計予算

◎出席議員（8名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	7番	大崎英樹君
8番	大谷友則君	9番	藤田博規君

◎欠席議員（1名）

6番	菅谷誠君
----	------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君
教育	長	菅原裕一君
農業委員会	長	竹下昌徳君
代表監査委員		山口浩司君
総務課	長	和田宏樹君
企画課	長	柄崎明久君
住民課	長	矢野利治君
福祉課	長	岩城光洋君
産業課	長	山本芳博君
施設課	長	渡部邦生君

会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長 補 佐	廣 澤 行 位 君
子 育 て 支 援 所 長	下 重 博 光 君
消 防 署 長	佐 藤 則 仁 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
6番菅谷誠議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告申し上げます。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番中村純也議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 議案第2号から議案第8号

- 藤田議長 日程第2 議案第2号平成29年度豊頃町一般会計予算について、日程第3 議案第3号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について、日程第4 議案第4号平成29年度豊頃町介護保険特別会計予算について、日程第5 議案第5号平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6 議案第6号平成29年度豊頃町医療施設特別会計予算について、日程第7 議案第7号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計予算について及び日程第8 議案第8号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計予算についてを一括議題とします。
議案第2号から議案第8号までの7件について、一括して提案理由の説明を求めます。
宮口町長。
- 宮口町長 平成29年度予算編成の概要について申し上げます。
平成29年第1回豊頃町議会定例会の開会に当たり、平成29年度の当初の予算編

成の概要を申し上げ、議会をはじめ町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、平成17年4月に町長に就任以来、「新しい視点に立ったふるさとづくり」を目指して、この3期12年間、町民の皆様が行政とともに、生き生きと活動してこそ地域の力も高まるものと考え、「協働の町づくり」を力強く推し進めてまいりました。

また、豊頃町の町づくりの基本であります報徳のおしえのもと、人と自然が調和した安らぎと温もりのある町、安心して暮らせる町を目指し、「町民一人ひとりが参加し協力しあって、魅力あふれるまち・豊頃」の実現に向けて全力を傾けてまいりました。この間、町民の皆様や議会議員各位の温かい御支援と御協力をいただきながら、町政を推進することができ、心から感謝と御礼を申し上げます。

本年は、4月22日の任期満了に伴う町長の改選期に当たりますので、予算編成は骨格予算とし、継続事業を中心に予算化をいたしましたので、その概要について申し上げます。

一般会計の予算は、42億1,172万2,000円で、対前年度比12.5%の減となっております。

歳入について、地方交付税（普通）は19億6,015万9,000円で、対前年度比7.3%の減、臨時財政対策債は1億円で、対前年度比16.7%の減を見込むなど、歳入を厳しく見積もったため、基金取り崩しとして財政調整基金から1億円の繰り入れを計上したところであります。

次に、歳出の主なものは、総務費において、ふるさと応援寄付金制度事業に2,078万6,000円、中心市街地の活性化や「互産互生事業」の推進のための地方創生推進交付金事業に1,230万円、定住・移住対策としての定住促進等住宅取得補助金に950万円を計上するほか、産業振興事業、協働のまちづくり地域提案支援事業等の各予算を計上しました。

民生費では、子育て世代の定住化や子供の健全育成を支援する次世代育成支援金支給事業に1,630万円、町民の交通手段確保のためのコミュニティバス運行业務委託事業及び福祉タクシー乗車券交付事業に1,319万1,000円を計上するほか、在宅福祉サービス事業、福祉灯油支給事業、町内福祉事業者に対する事業補助金等の各予算を計上しました。

衛生費では、葬斎場建設外構工事に1,100万円、中学生までの医療費無料化のための乳幼児等医療費助成事業に440万円、特別会計繰出金として、水道施設更新のための茂岩簡易水道基幹的施設改良事業に3,643万9,000円などを計上しました。

農林水産業費では、農地の生産性向上を図るため、区画整理や暗渠施設を整備する道営農地整備事業に4,537万円、緊急農地基盤整備事業補助金に1,487万5,000円、町有林造林事業の推進を図るための林道開設工事に3,600万円、新植や間伐事業を実施する町有林造林事業に2,972万6,000円、資源循環型農業の推進のための簡易堆肥盤整備事業補助金に500万円、営農資材費等高騰対策として家畜飼養水緊急支援対策事業補助金に470万円、漁業経営近代化促進事業補助金に480万円、さけ増殖事業等補助金に167万円を計上するほか、茂岩本町地区小規模治山事業、未来につなぐ森づくり推進事業、酪農畜産生産基盤強化事業補助金等の各予算を計上しました。

商工費では、購買力向上のためプレミアム付特別商品券発行事業補助金に3,123万4,000円、観光協会及び各団体主催のまつりへの補助金として823万円を計上するほか、とよころ物産直売会事業補助金、チャレンジショップ事業補助金、こうふく観光プロジェクト実施事業補助金、消費者購買増進事業補助金等の各予算を計上しました。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業として道路改良・舗装等に3億7,850万円、町営住宅新築工事等に4,390万円、町営住宅個別改善工事に4,070万円、高齢者住宅新築工事に2,900万円、特別会計繰出金として、茂岩及び大津下水浄化センター電気・機械設備更新等を実施する社会資本整備総合交付金事業に1億5,260万円等を計上しました。

消防費では、防火水槽整備事業に1,400万円、二宮及び小川各排水機場改修工事に390万6,000円等を計上しました。

教育費では、保護者の負担軽減対策としての高等学校等就学助成に680万4,000円、各学校及び給食センター等教育施設改修工事に584万9,000円を計上するほか、姉妹都市交流事業、はるにれの木保護修繕、修学旅行費交付金、ふるさと給食事業、入学祝金支給事業等の各予算を計上したものであります。

次に、特別会計の予算では、国民健康保険特別会計における保険給付費の減額により対前年度比3.9%の減、医療施設特別会計における町債の償還終了により対前年度比16.9%の減、簡易水道特別会計における茂岩簡易水道基幹的施設改良事業の開始に伴い対前年度比20.5%の増となり、6特別会計の総額予算は17億9,932万円で、対前年度比1.0%の減の計上となっています。

これら合わせた全会計予算は60億1,104万2,000円となり、対前年度比で9.3%減の予算編成となっております。

以上が、平成29年度当初予算の概要説明であります。引き続き財政運営におきましては、第4次豊頃町まちづくり総合計画を踏まえつつ、常に経費節減及び事務の

効率化を念頭に、適切な予算執行に努めてまいります。

以上、平成29年度の予算編成の概要でございます。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 平成29年度の豊頃町一般会計予算及び国民健康保険特別会計を含む6特別会計予算につきまして、議案第2号から議案第8号まで、一括して御説明申し上げます。

それでは、議案第2号平成29年度豊頃町一般会計予算について御説明いたします。

予算書、1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,172万2,000円と定めるものであります。対前年度比では12.5%の減となります。

2ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款町税4億5,706万9,000円、2款地方譲与税9,210万円、3款利子割交付金26万円、4款配当割交付金99万円、5款株式等譲渡所得割交付金62万円、6款地方消費税交付金5,400万円、7款自動車取得税交付金1,890万円、8款地方特例交付金25万円、9款地方交付税20億8,015万9,000円、10款交通安全対策特別交付金80万円、11款分担金及び負担金4,707万5,000円、12款使用料及び手数料8,695万6,000円、13款国庫支出金4億4,576万3,000円、14款道支出金1億6,299万円、15款財産収入4,547万4,000円、16款寄附金2,000万3,000円、17款繰入金1億3,650万円、18款繰越金1,300万円、19款諸収入1億1,541万3,000円及び20款町債4億3,340万円。

以上が、款ごとの歳入予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、4ページ、歳出では、1款議会費6,169万6,000円、2款総務費6億4,283万6,000円、3款民生費7億282万6,000円、4款衛生費2億5,777万9,000円、5款農林水産業費3億4,074万3,000円、6款商工費1億5,868万7,000円、7款土木費9億2,433万6,000円、8款消防費2億4,023万7,000円、9款教育費3億6,881万5,000円、10款災害復旧費5万円、11款公債費5億1,271万7,000円及び12款予備費100万円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、第2条の地方債は、法の規定に基づき、起債の目的、限度額などの諸条件を6ページ、第2表、地方債に定めるものであり、20件で限度額合計を4億3,34

0万円と定めるものであります。

次に、1ページに戻りまして、第3条の一時借入金は、法の規定に基づき、一時的な借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。

次に、第4条の歳出予算の流用は、法の規定に基づき、予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の経費の金額を流用することができることを定めたものであります。

次に、209ページ、一般会計の附表では219ページまで、特別職、一般職、再任用職及び臨時職に係る給与費明細書、220ページから223ページは債務負担行為28件で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、224ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

次に、225ページ、議案第3号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億5,275万6,000円と定めるものであります。対前年度比では3.9%の減となります。

226ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款国民健康保険税1億4,760万円、2款国庫支出金1億2,609万2,000円、3款療養給付費交付金1,604万円、4款前期高齢者交付金6,856万3,000円、5款道支出金3,968万円、6款共同事業交付金1億5,085万6,000円、7款財産収入2万円、8款繰入金1億388万3,000円、9款繰越金2,000円及び10款諸収入2万円。

以上が、款ごとの歳入予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、227ページ、歳出では、1款総務費434万6,000円、2款保険給付費3億7,378万2,000円、3款後期高齢者支援金等6,780万2,000円、4款前期高齢者納付金等26万1,000円、5款老人保健拠出金6,000円、6款介護納付金2,967万3,000円、7款共同事業拠出金1億6,800万8,000円、8款保健事業費791万7,000円、9款基金積立金2万円、10款諸支出金84万1,000円及び11款予備費10万円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、225ページに戻りまして、第2条の一時借入金は、法の規定に基づき、一時的な借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

次に、第3条の歳出予算の流用は、法の規定に基づき、予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の経費の金額を流用することができることを定めたものであります。

次に、265ページ、国民健康保険特別会計の附表は、特別職の給与費明細書であります。

次に、267ページ、議案第4号平成29年度豊頃町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億9,515万7,000円と定めるものであります。対前年度比では0.6%の減となります。

268ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款介護保険料6,690万円、2款使用料及び手数料183万4,000円、3款国庫支出金1億287万5,000円、4款道支出金5,676万8,000円、5款支払基金交付金1億410万8,000円、6款財産収入5万7,000円、7款繰入金6,205万8,000円、8款繰越金10万円及び9款諸収入45万7,000円。

以上が、款ごとの歳入予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、269ページ、歳出では、1款総務費897万9,000円、2款保険給付費3億6,185万5,000円、3款地域支援事業費2,408万1,000円、4款基金積立金5万7,000円及び5款諸支出金18万5,000円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、307ページから312ページまでの介護保険特別会計の附表は、特別職及び一般職の給与費明細書であります。

次に、313ページ、議案第5号平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,810万3,000円と定めるものであります。対前年度比では3.4%の増となります。

314ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款後期高齢者医療保険料3,834万6,000円、2款繰入金1,965万4,000円、3款繰越金1,000円及び4款諸収入10万2,000円。

以上が、款ごとの歳入予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、315ページ、歳出では、1款総務費130万6,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金5,659万6,000円、3款諸支出金10万1,000円及

び4款予備費10万円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、331ページ、議案第6号平成29年度豊頃町医療施設特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,436万6,000円と定めるものであります。対前年度比では16.9%の減となります。

332ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款財産収入79万9,000円、2款繰入金1,346万6,000円、3款繰越金1,000円及び4款諸収入1億1,010万円。

以上が、款ごとの歳入予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、333ページ、歳出では、1款医院費9,306万7,000円、2款診療所費313万円及び3款歯科診療所費2,816万9,000円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、349ページ、議案第7号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,134万6,000円と定めるものであります。対前年度比では20.5%の増となります。

350ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款使用料及び手数料1億2,152万4,000円、2款国庫支出金1,514万5,000円、3款繰入金3,957万6,000円、4款繰越金10万円、5款町債4,500万円及び6款諸収入1,000円。

以上が、款ごとの歳入であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、歳出では、1款総務費1億3,265万4,000円、2款公債費8,859万2,000円及び3款予備費10万円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、第2条の地方債は、法の規定に基づき、その目的、限度額などの諸条件を352ページの第2表、地方債に定めるものであり、2件で限度額合計額を4,500万円と定めるものであります。

次に、349ページに戻りまして、第3条の一時借入金は、法の規定に基づき、一

時的な借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に、371ページからの簡易水道特別会計の附表では、378ページまで特別職、一般職及び臨時職の給与費明細書、380ページは、債務負担行為1件で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、382ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

次に、383ページ、議案第8号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,759万2,000円と定めるものであります。対前年度比では1.1%の減となります。

384ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款分担金及び負担金81万円、2款使用料及び手数料2,456万2,000円、3款国庫支出金8,650万円、4款繰入金1億5,571万9,000円、5款繰越金50万円、6款諸収入1,000円及び7款町債7,950万円。

以上が、款ごとの歳入予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、歳出では、1款総務費2億1,803万2,000円、2款公債費1億2,946万円及び3款予備費10万円。

以上が、款ごとの歳出予算であります。項については、ここに掲げたとおりであります。

次に、第2条の地方債は、法の規定に基づき、その目的、限度額などの諸条件を386ページの第2表、地方債に定めるものであります。2件で、限度額合計を7,950万円と定めるものであります。

次に、405ページからの公共下水道特別会計の附表では、409ページまで一般職の給与費明細書、410ページは債務負担行為1件で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、412ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

以上、議案第2号の平成29年度豊頃町一般会計予算ほか議案第3号から議案第8号までの6特別会計予算につきまして、一括提案の説明をさせていただきました。

また、予算の審議に際しましては、予算説明書、説明第1号から説明第12号により御説明申し上げます。

以上でありますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 ここで、お諮りいたします。

議案第2号から第8号に係る平成29年度豊頃町一般会計及び特別会計予算の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から第8号に係る平成29年度豊頃町一般会計及び特別会計予算の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

議案第2号平成29年度豊頃町一般会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成29年度豊頃町一般会計予算書、14ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款町税、1項町民税。

(質疑なし)

●藤田議長 2項固定資産税。

(質疑なし)

●藤田議長 3項軽自動車税。

(質疑なし)

●藤田議長 4項町たばこ税。

(質疑なし)

●藤田議長 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。

(質疑なし)

●藤田議長 2項地方揮発油譲与税。

(質疑なし)

●藤田議長 3款利子割交付金、1項利子割交付金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款配当割交付金、1項配当割交付金。

(質疑なし)

●藤田議長 5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金。

(質疑なし)

●藤田議長 6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金。

(質疑なし)

- 藤田議長 7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 9 款地方交付税、1 項地方交付税。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 項負担金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 項手数料。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 項国庫補助金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3 項委託金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 6 ページ、1 4 款道支出金、1 項道負担金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 項道補助金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3 項委託金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 1 5 款財産収入、1 項財産運用収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2 項財産売払収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 1 6 款寄附金、1 項寄附金。
(質 疑 な し)

- 藤田議長 17款繰入金、1項繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 18款繰越金、1項繰越金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項預金利子。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項貸付金元利収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項受託事業収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5項雑入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 38ページ、20款町債、1項町債。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、42ページから、歳出については目ごとに質疑を受けます。
1款議会費、1項議会費、1目議会費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
5番岩井議員。
- 5番岩井議員 この中で、十勝市町村税滞納整理機構の派遣職員人件費負担金というのが526万円あるわけですけれども、これは本町から派遣するというふうに理解してよろしいのでしょうか。
- 藤田議長 和田総務課長。
- 和田総務課長 そのとおりでございます。
- 藤田議長 岩井議員。
- 5番岩井議員 ここで派遣されてやる業務というのは、どういう業務に携わるのでしょうか。
- 藤田議長 和田総務課長。
- 和田総務課長 これは、まず派遣の理由ですけれども、加盟している各町村、これ

が持ち回りでそれぞれ2年任期で派遣をしているということでございます。今回、本町が29年度より2年間、職員を派遣する順番が回ってきたというのがまず一つです。それともう一つは、税の業務の内容でございますけれども、議員御承知かと思えますけれども、悪質と思われる滞納者に関する税の滞納処分、これらを行う業務であります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 滞納で、向こうのほうに派遣されるということは、結果的に他町村の悪質なという言い方をされていますけれども、それに対する徴収。そういうことを、徴収する以前に、本町においてきちっとした行政としての責務をやるために、努力することが必要でないかと思うのですよ。派遣するというのは、あくまでも取立屋なんですね。それもリスクをしょわない取立屋だと。手数料は5%でしたか、たしか1件に対して5%、そして、回収率も今のところ1市18町村の中で、きちっとした回収の能力を発揮してないというふうに伺っているところでございます。

その中で、やはり自分の町村できちっと回収していく、自分の町村で責務を全うするという観点から、滞納整理機構というのは果たして今後、用を足していくのか、用を足してないのかというふうに考えるのですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、十勝管内でこういった滞納機構の組織をつくりまして、各市町村共同で職員を派遣して、まず一つは、今、おっしゃられたとおり、滞納者に対する徴収ですけれども、一番大事なことは職員の研修も兼ねておりまして、専門的な知識を学ぶということは、それぞれの自治体でも勉強はされますけれども、やはりそういった税の滞納に対する手続、差し押さえ、いろいろとあるわけなのです。

一つは、そういった大きな目的では職員の研修をしていただきたい。もう一つは、今、おっしゃったとおり、各町でいろいろな滞納者がおりますから、そういった勉強もされる、そして滞納処分等も的確に行っている。滞納そのものは、各町村とも非常に徴収率が上がっておりますけれども、課税されるということは前年度に所得があるから課税される。中には適切に納税されない方も中には見受けられる可能性もある。そういった場合のコミュニケーションで、どのように徴収するか、感情的なものもあったり、法的な手続で大変厳しく取る場合もありますけれども、私はこの滞納機構については、職員の研修にとっては非常に、徴収率はもちろんのことですけれども、職員としての勉強をする機会としては、私はすばらしい組織でないかというふうに思っております。

ただ、各町村から集まってそれぞれやっておりますから、中には厳しく徴収する方もいらっしゃるかもしれませんが、それはそれなりにまた勉強されるのではないかとこのように思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 滞納整理機構というのは、非常にリスクをしょってないわけなのですよ。それで勉強になるとは言いましたけれども、本当の滞納に対する勉強というのは、対話を繰り返すというのが勉強であって、滞納整理機構で勉強になるかということは、私、甚だ疑問に感じる部分があるのです。それで、滞納整理機構の実態というのは、町村から派遣されていきまして、それでいって徴収ができないもの、それに関してはその町村に対して差し戻すということですから、まるっきりリスクをしょってないわけですよ。当然、こういうリスクをしょわないものですから、優しい対応もできるわけです。そして話し合いもしなくていくわけなのですよ。そこで果たして勉強になるかということですね、勉強になるかどうかと。

今、町長も派遣で勉強するというふうな言い方もおっしゃいましたけれども、勉強であるならば町村においてきちっとやるのが勉強であって、滞納整理機構に行つて、果たして勉強になるかという、私、疑問に感じるのですね。もう一度、答弁お願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今おっしゃること、私、理解は一部できかねないのだけれども、なぜかといいますと、各町村で滞納されているのはパターンが全て違います。そして各町村で手に負えないと言ったら大変失礼ですけれども、厳しいものだけそちらのほうにお願いをして、その専門スタッフで各町村の滞納の厳しい。通常の滞納者は税務系の職員がその都度対応しておりますので、この滞納整理機構はあくまでも各市町村でなかなか法的にも難しい、専門知識の弁護士なり、そういった方々の御意見も聞きながら勉強しておりますので、私は全てうちの滞納者が、滞納額そこへ持って行って整理されるのでなくて、あくまでも固定された、なかなか職員が行っても対応ができない、難しい方々がそこに滞納者でいるわけです。その滞納者の取り方云々は、各町村から出てきた専門的な分野の方もいらっしゃるし、また、新しい、経験浅い方もいらっしゃると思いますが、お互いにそういった形で勉強されます。私は、そういった意味では、職員にとってはいい機会でないかというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 本町におきましては、滞納整理機構に対する負担金は43万円ですか、38何万か、40万円前後だと思うのですけれども、負担しているわけですが、その負担金に見合った本町に対してのメリットはあるのかどうかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まず、人件費の部分については、当然、その機構で出しますけれども、仮に、うちの滞納が何十万円かをそちらのほうにお願いして、その分だけ入ってくるかどうかというような御意見ですけれども、私、先ほども言いましたように、40万円が即40万円入ったから、これはすばらしいことだと思いますけれども、それ以外に先ほど言う職員研修は、私は絶対必要だと思います。2年間、他の町村の方々とお話ししながら、また、滞納に対する技術向上も勉強されてくるのではないかと、うふうに思っております。私は、これからもある程度共同で町村負担をしあっておりますけれども、職員の研修には大いに前向きに派遣すべきというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 私は滞納整理機構という自体が、今後は、余り作用していくものではないのだろうというふうに考えているわけです。そしてリスクをしょわないようなこういう形ですと、弁護士だとか何だとかいる、そういうような言い方もしてはいますが、弁護士だったら町村でも弁護はできるわけではないですか。私は、この制度は極めて不審に思っているわけですが、ここで賛否をとるというような形だけではなくて、今後もこういう対応を続けていかなければいけないと。話し合いの中で今後も繰り返していくというようなのが、私の主義主張でありまして、ここで、1対何になるかもしれないけれども、それは余り得策でない。今後も話をして、これを解決に向けて今後も話をしていきたいと、そういうぐあいに考えておりますので、今度ともそれに対応するような考え方をさせていただきたいというふうにお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 広域でやっているということは、それぞれ各町村とも、例えば一つのを何十カ所も、何件もあるものをみんなで処理するというのは、僕は効率的にはすばらしいと思うのです。ただ、滞納整理機構が滞納者に対するこういう組織をつくってやるのが、いい、悪いについてはここで論議することはできませんけれども、私は、そういった意味では、各町村の滞納者の整理機構は、今現在の段階ではそれぞれ各町村が理解して、それぞれ持ち場の職員を出して研修しておりますから、今後、このことについては別な角度でまた、いろいろと検討していきたいというふうに思っ

おります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。50ページ、2目文書広報費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目財産管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目町有林管理費。

説明第1号、山本産業課長。

●山本産業課長 平成29年度の当初予算説明書、1ページをごらんいただきたいと
思います。

説明第1号、町有林造林事業の施行について。

町有林の適正な管理のため、次のとおり町有林造林事業を施行することとし、第2
款総務費に予算を計上したものであります。

事業概要について、最初に、新植については茂岩団地ほか1団地、面積9.09ヘ
クタール、事業予算額が280万円でございます。次に、下刈については、茂岩団地
ほか5団地で、面積28.84ヘクタール、事業予算額310万円でございます。次
に、間伐については、茂岩団地ほか5団地で、面積66.2ヘクタール、事業予算額
1,880万円でございます。次に、準備地拵については、茂岩団地ほか1団地で、
面積13.84ヘクタール、事業予算額485万円でございます。次に、野そ駆除に
ついては、茂岩団地ほか6団地で、面積90.13ヘクタール、事業予算額が17万
6,000円であります。事業総面積については208.1ヘクタールで、事業予算合
計額が2,972万6,000円であります。

なお、事業の施行位置図につきましては、次ページの施行位置図を御参照願いたい
と存じます。

契約の方法については、随意契約により施行する予定であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。54ページ、5目地方振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6目生活安全推進費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7目企画費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 66ページ、8目地籍管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9目電算情報管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 70ページ、10目簡易郵便局費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項徴税费、1目税務総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 総務費、戸籍住民基本台帳費の中で、個人番号カード関連事務委任交付金という項目があるのですけれども、今、本町において個人番号カードの発行率はどの程度かお聞きいたします。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 個人番号カードの発行率ですが、2月28日現在で申請件数が231人、うち発行済み件数が204人ということで、人口に対する率にしますと6.3%の交付率となっております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 人口比率にしたら6.3%ということによろしいですか。

個人番号制度なのですけれども、関連いたしますと、人口の比率6.3%というと、国からのいろいろな要請を受けている行政関連が大体6.3%、事業関係者でそれに関連するところが6.3%くらいかと見ているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 6.3%なのですが、特に統計としておりませんが、一般町民の方からも、一応、申請件数が231人ということで、なかなか申請から交付まで国も時間かかるものですから、申請件数でいきますと7%以上、ちょっと上がるのですけれども、一般町民の方も申請に来られております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 このような少ない発行比率で、時間がかかると言っていますけれども、機械だとかいろいろな形で時間かかるのだらうというふうに思っていますけれども

も、一般の町民においては個人番号カードというのは、余り必要がないような状況にもあると思うのですよ。それでいろいろな手続する場合に、いろいろな張ってあるものには、個人番号が必要ですかと書いてありますけれども、個人番号がなくてもいろいろな手続はとれると、そういうふうに認識してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 個人番号カードにつきましては、今現在は、いろいろな手続において使用しないことも多いと思うのですけれども、これから将来に向けていろいろ住民票の発行ですとか、いろいろな手続において個人番号、保険証がわりになるだとか、免許証がわりとか、そういうような需要が生まれてくるというか、利用がされてくるものと考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今、個人番号もしくは社会保険証ですか、保険証関係、あとは車の免許証関係で事足りているわけなのです。それで、個人番号というのは、今、税金だとかそういう形でやっているのですけれども、その中にいろいろな個人情報が組み込まれている可能性が十分あるわけなのです。その中で、番号がもしほかの人に知られた場合には、多大な損害をこうむることになります。このような危険な形でもっていくことも今後あるかと思っておりますけれども、これは国の施策でありまして、個人番号がなくても重々対応していけるということは、ここで確認しておきたいのですけれども、今現在は、いろいろな手続に支障はないというふうに確認してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 個人番号カードですけれども、順次、番号を必要とするような手続が始まっています。税の申告につきましても、ことしの申告から個人番号カードの記入が必要になっておりますけれども、個人番号を忘れたからといって受け付けないことではなく、個人番号を空欄にして確定申告をするというようなことも認められておりますので、必ず個人番号を書かなければ、確定申告を受け付けしないということではないということです。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 今、岩井議員の質問にありました、個人番号なければ手続できないのかということでもありますけれども、時間はかかりますけれども、手続は全て個人番号がなくてもできるようには現在もなっております。

ただ、今、個人番号につきましては、我々公務員における給与の関係で個人番号を使わなければならないというのがありますし、また、金融機関等がありますけれども、まだ限られた数しか国のほうも、個人番号を使うようなことにはまだなっていない

いので、これから次第に普及されて、広く個人番号が使われるようになると思いますけれども、まだまだ時間がかかると思います。

ただ、本町の場合も、まだ200件余りの個人番号を発行しておりますが、税の申告等に使われるぐらいで、ほとんど日常生活の中では個人番号を使いながら手続をするということは、そんなに数多くないのではないかなというふうに思います。今後、時間がかかると思いますけれども、個人番号がいろいろな手続の関係で使われるようになりますから、次第にふえていくと思いますけれども、今現在ではそのようなことがないのではないかなというふうに思います。ただ、手続については、個人番号がなくても、システムが入っておりますので、時間はかかりますけれども、支障はないということであります。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11時10分まで休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

74ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目町長選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 76ページ、5項統計調査費、1目統計調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項監査委員費、1目監査委員費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 84ページ、2目長寿社会振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目老人福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目障害者福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5目福祉医療費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6目福祉バス等管理費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 7目後期高齢者医療費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2項児童福祉費、1目保育所費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 100ページ、2日子育て支援費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3目学童保育所費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 4目児童措置費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3項災害救助費、1目災害救助費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。
説明第2号、矢野住民課長。

●矢野住民課長 平成29年度の当初予算の予算説明書の3ページ目をお開きください。

説明第2号、葬斎場整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、昨年11月に新築整備し、供用開始いたしました豊頃町葬斎場の第2期外構工事を行うものであります。

工事概要ですが、工事名、葬斎場外構工事、工事予算額1,100万円、工事内容につきましては、舗装工、面積1,680平方メートル、緑地整備工、面積470平方メートルであります。工事の施工位置等につきましては、4ページ目の位置図及び配置図のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。
質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。108ページ、2目保健センター管理費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3目保健指導費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 114 ページ、4 目乳幼児等医療費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5 目清掃費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 6 目し尿処理費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項簡易水道費、1 目簡易水道費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2 目農業総務費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 124 ページ、3 目土地改良総務費。
説明第 3 号、山本産業課長。

●山本産業課長 当初予算説明書、5 ページをごらんいただきたいと存じます。
説明第 3 号、農道・明渠維持補修事業の施行について。

農業基盤の維持を目的として、次のとおり、農道・明渠維持補修事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算を計上したものであります。

事業概要について、事業名、農道・明渠維持補修事業、予算額 1,200 万円、事業内容については農道補修について、礼文内北 2 号農道外 8 路線の補修、明渠補修については、北栄 39 号明渠外 19 路線の補修であります。

なお、施行位置及び施行内容につきましては、対図番号の 1 ページから 4 ページの施行位置図を参照いただきたいと存じます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。
質疑を受けます。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 目道営事業費。
説明第 4 号、山本産業課長。

●山本産業課長 予算説明書、11 ページをごらんいただきたいと存じます。
説明第 4 号、道営農地整備事業の施行について。

農地基盤整備のため、次のとおり道営農地整備事業を施行することとし、第 5 款農林水産業費に予算を計上したものであります。

事業概要について、最初に、平成 29 年度の施行分から対象事業を担い手支援型か

ら担い手育成型に変更することに伴い、受益者負担割合が17%に引き下げられているところでもあります。

それでは、事業実施地区の二宮地区ですが、施行位置図については、対図番号1ページを御参照いただきたいと思います。全体事業費5,200万円、予算額は受益者負担884万円、事業内容については区画整理面積4.7ヘクタール、暗渠排水面積1.4ヘクタールであります。なお、二宮地区については、平成29年度で事業完了予定となっております。

次に、統内地区ですが、施行位置図については、対図番号2ページをごらんいただきたいと存じます。全体事業費1,900万円、予算額、受益者負担323万円、事業内容は区画整理面積が8ヘクタール、暗渠排水面積4.4ヘクタールです。

次に、牛首別地区ですが、施行位置図については、対図番号3ページを参照いただきたいと思います。全体事業費8,600万円、予算額、受益者負担1,462万円、事業内容、区画整理面積6.8ヘクタール、暗渠排水面積11.7ヘクタール、農業排水路延長171メートル及び農道調査一式でございます。

次に、幌岡地区ですが、施行位置図については、対図番号4ページを御参照いただきたいと思います。全体事業費7,200万円、予算額、受益者負担1,224万円、事業内容については、区画整理面積が20ヘクタール、暗渠排水面積が8.1ヘクタールでございます。

次に、十弗西地区でございますが、施行位置図については、対図番号5ページを御参照いただきたいと思います。全体事業費3,200万円、予算額、受益者負担544万円、事業内容は調査設計一式でございます。

最後に、新規採択予定地区であります。礼作別地区でございます。全体事業費200万円、予算額、計画樹立のため町費負担50%で100万円、事業内容については計画樹立でございます。

なお、事業主体については北海道であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。5目多面的機能発揮促進事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 126ページ、2項畜産業費、1目畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費、1目林業総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 132ページ、2目林道整備費。

説明第5号、山本産業課長。

- 山本産業課長 当初予算説明書、17ページをごらんいただきたいと存じます。

説明第5号、林道開設工事の施工について。

町有林造林事業を推進するため、次のとおり、森林管理道開設工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

工事概要については、工事名、湧洞1号線開設工事、工事予算額3,600万円、工事内容、延長900メートル、幅員4メートルであります。なお、施工位置図については、次ページを参照いただきたいと存じます。

契約の方法については、指名競争入札により施工する予定であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 次に進みます。3目治山事業費。

説明第6号、山本産業課長。

- 山本産業課長 当初予算説明書、19ページをごらんいただきたいと存じます。

説明第6号、茂岩本町地区小規模治山工事の施工について。

平成27年度から進め、完了年度となります茂岩本町地区小規模治山工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

工事概要については、工事名、茂岩本町地区小規模治山工事、工事予算額1,300万円、工事内容は土留工、コンクリート製の擁壁を設置する形で、延長20メートル、高さ3メートルであります。

なお、施工位置図については、次ページを参照いただきたいと存じます。

契約の方法は、指名競争入札により施工する予定であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 次に進みます。134ページ、4項水産業費、1目水産業総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 商工総務費の中のチャレンジショップ事業補助金でございますけれども、事業内容の中にソフトクリームサーバーの購入に対する補助となっております。ソフトクリームのサーバーがいかほどするのか、私、ちょっとわかりませんが、206万9,000円という金額につきまして、いわゆるソフトクリームサーバーというのは、このぐらい値段するものなのかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 ソフトクリームサーバーの本体の値段は216万8,000円でございます。そこで町が206万9,000円を支出、補助金として出しまして、直売会のほうで残額9万9,000円ほど、自己資金で賄う計画となっております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 今現在、使われているソフトクリームサーバーに、さらに増設というような形のものなのでしょうか。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 現在のサーバーは、ソフトクリーム2種類できるソフトクリームのサーバーでございまして、おっしゃるとおり増設し、4種類のソフトクリームをつくれるようにする計画であります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。140ページ、2目観光費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 観光費のところの町観光協会補助金でございますけれども、本年度293万円の補助金になってございます。昨年よりも82万円ほど増額してございまして、増額の理由についてお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 増額の理由につきましては、まず1点目は、広告宣伝費のほうに予算を30万円ほどアップして、力を入れていきたいなというふうに考えてございます。それから、観光パンフレットがなくなりましたので、その印刷経費。それから、これまで繰越金が、次年度に結構な金額繰り越されておまして、それが事業の推進によって底ついてきましたので、底ついてと変な言い方ですけども、なくなってきましたので、82万円ぐらい前年度より増額という形になってございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町の観光に関する関係のことで、パンフレットの作成も新たにということでお聞きしたわけでございますけれども、いわゆるちょっと矢継ぎ

早に有名になってしまったジュエリーアイスの関係でございますけれども、いわゆるそういったものも折り込んだ中で、外国人向けの英語、中国語、韓国語等のそれらのパンフレット等も考えているのかどうか、その辺のことをお聞きいたします。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 ニューヨークタイムズにも載ったというぐらい有名になっておりますので、今後、インバウンドの来客が多くなることも想定しておりまして、英語表記とか韓国語表記のパンフレットについても検討してまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。142ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

説明第7号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書、21ページをお開きください。

説明第7号、町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

平成29年度において、町道維持補修工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。工事位置につきましては、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、大津栄通り歩道補修工事、工事予算額600万円、工事内容は歩道補修660メートル、幅員2メートル。対図番号2ページ、幌岡基線舗装補修工事200万円、路側帯の舗装170メートル。

以上、2件については、本年度、新規工事でございます。

対図番号3ページ、礼作別線舗装補修工事500万円、舗装補修400メートル、幅員5.5メートル。同じく3ページ、茂岩公園線舗装補修工事500万円、舗装補修350メートル、幅員5.5メートル。対図番号2ページ、南団地通り改良舗装工事1,000万円、舗装160メートル、幅員5.5メートル、舗装厚は3センチです。対図番号4ページ、町道補修工事700万円、舗装補修600メートル。

これら4件につきましては、昨年度からの継続工事でございます。

工事予算額合計、6件で3,500万円です。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。146ページ、2目除雪費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目道路新設改良費。

説明第8号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書、27ページをお開きください。

説明第8号、町道整備工事の施工について御説明いたします。

平成29年度において、町道整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。工事位置につきましては、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明いたします。

事業は全て、国からの交付金による社会資本整備総合交付金事業であります。

対図番号1ページ、幌岡第3幹線改良舗装工事、工事予算額は1億7,900万円、工事内容は改良560メートル、舗装1,500メートル、幅員5.5メートル、舗装厚12センチです。対図番号2ページ、統内16線改良舗装工事1億4,950万円、改良630メートル、舗装930メートル、幅員5.5メートルです。舗装厚は12センチです。対図番号3ページ、橋梁補修工事5,000万円、宝来橋、山陰橋、櫛内橋の3橋でございます。

これら3件は、全て昨年度の継続工事でございます。

工事予算額合計、3億7,850万円です。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。150ページ、3項住宅費、1目住宅管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目住宅建設費。

説明第9号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書、31ページをお開きください。

説明第9号、町営住宅整備工事の施工について御説明いたします。

平成29年度において町営住宅整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上

したものであります。工事位置につきましては、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明いたします。

事業は、全て国からの交付金による社会資本整備総合交付金事業であります。

対図番号1ページ、中央新町A団地個別改善工事210万円、塗装改善1棟2戸、面積は、屋根290平方メートル、外壁100平方メートル、これは新規工事でございます。次に、ドリームタウン団地個別改善工事3,860万円、塗装改善10棟20戸、面積は、屋根3,500平方メートル、外壁1,300平方メートル。

対図番号2ページ、高齢者住宅新築工事2,900万円、1LDKタイプ木造平家建て1棟2戸、屋外附帯工事として通路、幅員4.5メートル、延長6メートル、緑地整備400平方メートル。

対図番号3ページ、大津寿町町営住宅新築工事4,190万円、2LDKタイプ木造平家建て1棟2戸、住戸専用面積1戸当たり66平方メートル、カーポート1棟2戸。

次に、大津寿町町営住宅特定工事、除却工事です。200万円。既設の町営住宅の除却でございます。コンクリートブロック造り、平家建て1棟4戸、面積は156平方メートルです。

これら4件につきましては、継続工事になります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく御願いたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。154ページ、4項河川費、1目河川総務費。

(質疑なし)

●藤田議長 5項施設費、1目施設管理費。

(質疑なし)

●藤田議長 160ページ、6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

(質疑なし)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費、1目消防費。

説明第10号、佐藤消防署長。

●佐藤消防署長 当初予算説明書、35ページをごらんください。

説明第10号、防火水槽整備工事の施工について御説明いたします。

本町の防火水槽は、国が示す整備指針に基づき、随時整備されてきておりますが、

茂岩栄町及び中央新町における住宅家屋の増加並びに福祉施設等の建設に伴い、消防水利の増強を図るため、平成29年度において両地域に耐震性防火水槽を各1基整備することとし、第8款消防費に計上したものであります。

工事概要につきましては、工事名、防火水槽整備工事、工事予算額1,400万円、工事内容、FRP製耐震防火水槽整備工事一式、茂岩栄町1基及び中央新町1基、水槽容量は1基、40トンであります。

対図番号1ページに茂岩栄町、2ページに中央新町、それぞれの設置位置図を添付しておりますので御参照ください。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。164ページ、2項災害対策費、1目災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 170ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 174ページ、2目教育研究所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目学校保健費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目スクールバス管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 178ページ、2項小学校費、1目学校管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目教育振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費、1目学校管理費。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 教育費の中学校費の中で、小学校もそうなのですから、見落としてきたのですけれども、扶助費の中で、要保護及び準要保護児童就学援助費と特別支援教育就学奨励費があるわけなのですから、支給の期日によっては非常に大変だと思っておりますが、これは就学する前に支給されているのでしょうか、それとも就学後に支給されているのでしょうか、お伺いいたします。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前 11 時 41 分 休憩

午前 11 時 42 分 再開

●藤田議長 再開します。

岩井議員に申し上げます。2 目の次の項目にて質問願います。

184 ページ、2 目教育振興費。

5 番岩井議員。

●5 番岩井議員 失礼しました。

教育振興費の中で 20 番の扶助費あるのですが、要保護及び準要保護生徒就学援助費並びに特別支援教育就学奨励金なのですが、これは就学する前に支給するのが適切かなと私は思うのですが、支給されている時期等についてお伺いいたします。

●藤田議長 廣澤教育課長補佐。

●廣澤教育課長補佐 お答えします。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費支給に関しましては、就学後、保護者のほうから申請をいただきまして、教育委員会において認定審査をしましてから、支給ということになっております。

●藤田議長 岩井議員。

●5 番岩井議員 私、いろいろ調べてみたのですが、各町村でも取り組んでいることは、就学後に申請するということが、非常に失礼な言い方なのですが、資金的に大変だということで、前倒しで支給するというような考えはできないのでしょうか。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 ただいまの御質問頂戴しております、要保護・準要保護及び特別支援の支給費目につきましては、御承知のとおり 7 項目から 9 項目ございまして、ただいま新年度に入りましてから、手続を進めているという現状でございます。今後におきまして、特に議員御指摘の入学準備金というものの項目がございまして、この項目につきましては、他町の情報も入手しながら、適切な時期に交付できるよう進めてまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。186 ページ、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 190 ページ、2 目文化振興費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目図書館費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4目える夢館費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 196ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目体育施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 202ページ、3目学校給食費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 206ページ、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費、1目元金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2目利子。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3目公債諸費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款予備費、1項予備費、1目予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、209ページから219ページまでの平成29年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページから7ページまでの第2表、地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本一般会計予算全般について質疑を受けます。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 予算提案されまして、歳入歳出全般についての進行がされたわけですが、本町における新しい予算の中で財政的に全体的な考えの中から、どうしても依存財源というのに頼らざるを得ないという状況で、先ほど町長からも概要についてはお話ありました。少なくとも地方交付税というもののウエート、これはこの数字に載っているとおりであります。今年度の予算、歳入の中の地方交付税、額について、おおよそ前年、あるいは前々年から見ますと、20億円前後の金額になるわけがあります。そういう見通しの中で、どう今後、この依存財源を確保するかというところの課題がいつも走ります。

したがって、今後についての地方交付税のあり方、あわせて自立財源というものを町民税にウエートがかかるわけですが、この自立財源の確保というものとリンクしながら、どう考えていったらいいかというところの考え方を、町長にお伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま一般会計のほうの審議を終えたわけですが、特に私の町も他の町村と同じく、交付税でほとんど財源確保しております。交付税の算定につきましても、これから夏にかけて最終的には決定しますが、いかなせん人口等が減ってまいりますと、どうしても単位費用の数字が少なくなりますから、今の20億円を確保するのにも大変厳しい状況になってくると思います。

ただ、税のほうも今回は厳しく見た要因としては、税も6月に課税状況を出した段階ではっきりわかるわけですが、今、大崎議員が申したとおり、税である程度の収入を上げることになりますと、やはり企業誘致等々が、一番財源確保には適切かなというふうに思っております。

今、固定資産税等でも、私どもでは企業誘致されているところ、さらに太陽光を設置しているところ等については、非常に財源的に何千万円という収入が入ってきているわけでありまして、これからは歳出を減らす、定められた予算の中で減らしますと、どうしても義務的経費等につきましても、教育・福祉等が入りますと、全体的な枠ですので、公共事業のほうが減ってくるというルールになってくるわけなのです。できるだけ私も、バランスのとれた予算を計上すべきというふうに思っておりますが、そういった義務的経費が、これからはますますふえますし、福祉についても単年度でなくて継続で福祉を見なければ、本来の福祉活動ができないのではないかとこのように思っております。そうなりますと、全体的な予算をふやすか、もしくは公共事業のほうにシフトを置いて減らすかというようなバランスになるわけでありまして。

いずれにいたしましても、これから交付税が決定します。その段階である程度、総

体的なバランスもとることができるかと思えますし、今、税も厳しく見ておりますけれども、昨年は大変厳しい農業・漁業ですので、そう大きな期待はできないかと思えますけれども、ある程度固まった段階でまた6月、9月に予算編成をしなければならぬかなというふうに。いずれにいたしましてもこれからも、私は、バランスのとれた財政運営が一番好ましいのではないかというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に新年度予算についての全体的に町長の査定といいますか、そのものについては、中身を見て、努力されているなというふうに私は評価をさせていただきました。特に、現状の中における経費の節減とか効率化を図るといっても、もう今の状態ではどうでしょう。人件費についても、この豊頃町の三千数百の人口の幸せを進める中においては、厳しいなというところを感じます。町長は、45億円というのが一般会計の中のマックスぐらいと考えているという、やはりその捉え方が私は適切だなというふうに聞いておりました。

したがって、今後、このことについてのやりくりは、どうしてもしなければならないなど。少なくとも財政調整基金というものを1億円取り崩します、今回。そうすると、あとの基金総額というのはどのぐらいあるかという、これは安心度のことです。安心度。基金が積み立ててあるということは、町民全体の預金と考えればいいわけで、その安心度というのはどのぐらい考えていますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 過去には、財政運営の中の基金というのは大体予算の10%ですから、5億円から6億円ぐらいで運営をしておりましたけれども、最近は災害等がありますから、各町村ともある程度予算額ぐらい持ち始めまして、私の町でも45億円で45億円近く財政基金、全て入れますとなっております。ただ、御承知のとおり、大きな災害等が入ると、5億、10億円の金がなくなりますし、私は行政というのは生き物ですから、次の世代に次の世代にある程度の基金がなければ、次のかじ取る方にも大変安心して行政をできないのではないかというふうに思っております。

したがって、今、交付税が決定して、予算を厳しく見ておりますから、20億円を超えるような段階であれば、その基金を戻して、地方交付税のほうで賄うような形になるかと思えます。ただ、税のほうは、これ以上なかなか望むことは難しい、大体、税も5億円前後が、私の町では限界かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから教育、学校問題、それから防災の消防の施設問題に金のかかる年代に入ってきますので、それらもこれからの町をかじ取る方がしっかりと考えていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第2号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。
議案第3号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計予算についてを審議します。
これから、質疑を行います。
平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計予算書、234ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税。
(質疑なし)

●藤田議長 2款国庫支出金、1項国庫負担金。
(質疑なし)

●藤田議長 2項国庫補助金。
(質疑なし)

●藤田議長 3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金。
(質疑なし)

●藤田議長 4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金。
(質疑なし)

●藤田議長 5款道支出金、1項道負担金。
(質疑なし)

- 藤田議長 2項道補助金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6款共同事業交付金、1項共同事業交付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款財産収入、1項財産運用収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8款繰入金、1項他会計繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 240ページ、2項基金繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 9款繰越金、1項繰越金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項雑入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、246ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。
1款総務費、1項総務管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項運営協議会費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2款保険給付費、1項療養諸費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 250ページ、2項高額療養費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項移送費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項出産育児諸費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 254ページ、5項葬祭諸費。
(質 疑 な し)

- 藤田議長 3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6款介護納付金、1項介護納付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項保健事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 260ページ、9款基金積立金、1項基金積立金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項国保診療報酬支払基金委託金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 11款予備費、1項予備費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 次に、265ページの平成29年度給与費明細書について質疑を受けま
す。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号平成29年度豊頃町介護保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成29年度豊頃町介護保険特別会計予算書、276ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款介護保険料、1項介護保険料。

(質疑なし)

●藤田議長 2款使用料及び手数料、1項手数料。

(質疑なし)

●藤田議長 3款国庫支出金、1項国庫負担金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項国庫補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 278ページ、4款道支出金、1項道負担金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項道補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 280ページ、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

(質疑なし)

●藤田議長 6款財産収入、1項財産運用収入。

(質疑なし)

●藤田議長 7款繰入金、1項他会計繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 2項基金繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 8款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2項雑入。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、288ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2項徴収費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3項介護認定審査会費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 290ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2項介護予防サービス等諸費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3項その他諸費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 294ページ、4項高額介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5項高額医療合算介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 296ページ、6項特定入所者介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 298ページ、2項一般介護予防事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3項包括的支援事業・任意事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 304ページ、4款基金積立金、1項基金積立金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項繰出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、307ページから312ページまでの平成29年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算書、322ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金、1項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金、1項繰越金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項償還金及び還付加算金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項雑入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、326ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。
1款総務費、1項総務管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項徴収費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項繰出金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4款予備費、1項予備費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第5号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号平成29年度豊頃町医療施設特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成29年度豊頃町医療施設特別会計予算書、340ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰越金、1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款諸収入、1 項診療報酬収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、344ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款医院費、1 項医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款診療所費、1 項診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 346ページ、3 款歯科診療所費、1 項歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成29年度豊頃町簡易水道特別会計予算書、358ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款使用料及び手数料、1項使用料。

(質疑なし)

●藤田議長 2項手数料。

(質疑なし)

●藤田議長 2款国庫支出金、1項国庫補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 3款繰入金、1項他会計繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 5款町債、1項町債。

(質疑なし)

●藤田議長 360ページ、6款諸収入、1項雑入。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、364ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1款総務費、1項総務管理費。

説明第11号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書、39ページをお開きください。

説明第11号、水道施設更新工事の施工について御説明いたします。

平成29年度から、老朽化した配水管及び浄水場などの設備の改修工事をおおむ

ね10年間で実施する計画であり、事業名は、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業、総事業費は8億円程度を見込んでおります。

工事概要について御説明いたします。

工事箇所については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事名は水道施設更新工事、工事予算額は3,643万9,000円、工事内容は配水管布設替工事、高密度ポリエチレンパイプ、これは地震に強いパイプでございます。管径100ミリ、延長1,370メートルです。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。368ページ、2款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款予備費、1項予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、371ページから378ページまでの平成29年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、352ページの第2表、地方債について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成29年度豊頃町公共下水道特別会計予算書、392ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款分担金及び負担金、1項分担金。

(質疑なし)

●藤田議長 2款使用料及び手数料、1項使用料。

(質疑なし)

●藤田議長 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款繰入金、1項他会計繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 5款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 6款諸収入、1項雑入。

(質疑なし)

●藤田議長 394ページ、7款町債、1項町債。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、398ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1款総務費、1項総務管理費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項施設管理費。

説明第12号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書、41ページをお開きください。

説明第12号、下水道施設改築更新工事の施工について御説明いたします。

本事業につきましては、平成7年から8年につくられた下水道施設について、長寿命化計画に基づき対策が必要とされた施設及び設備の改築更新工事を、平成28年度から実施しているものであります。

なお、本事業は、平成31年度までの4年間を予定しております。

工事概要について御説明いたします。

工事箇所については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照ください。

事業区分は社会資本整備総合交付金事業、工事名は下水道施設改築更新工事、工事予算額は1億5,260万円、工事内容は茂岩下水浄化センターの電気設備更新・管理棟建築工事、大津下水浄化センターの機械設備・電気設備更新及び中央汚水中継ポンプ場の機械設備・電気設備の更新であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ただいまの説明の中で、1点お聞きします。

茂岩下水浄化センターの管理棟の建築工事というのは、どういう内容ですかということですか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 茂岩下水浄化センターの建築工事ですが、これにつきましては、外壁及び屋根の塗装が主な工事となっております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 わかりました。

それでは、茂岩、大津、それから中央、この3カ所の電気設備がございますが、これらについての更新年度というのは、何年ぐらいでされているのかということはいかがですか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 電気設備についても、その部分部分によって耐用年数が異なりますが、おおむね10年から15年というふうに言われております。それで、このたび更新しているものについては、既に20年経過しているところがほとんどでございます。早急に、順次、更新していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 先ほど説明では、平成7年から8年ということの説明内容でござい

ましたから、20年だなということで理解をします。ただし、ここは1億5,260万円、3カ所で、これについては個別にわかりますか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時32分 再開

●藤田議長 再開します。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 申しわけありません。茂岩下水浄化センターにつきましては5,940万円、大津につきましては6,160万円、中央汚水中継ポンプ場につきましては3,160万円というふうになっております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 細かいことを聞いて恐縮です。なぜそういうふう聞いたかといいますと、この説明の内容で、説明ですから一式という表現を使っているのですが、できれば大津、中央汚水中継ポンプ場、機械と電気、機械と電気というふうに大体常識的に見ると、同じぐらいのものなのかなという予想をしてあったものですから、その中で今聞きますと、大津は6,160万円、中央地区は3,160万円というようなことで、倍ぐらいの違いがあるのだということになると、機械・電気の装置そのものも容量等やあるいは能力というのは、相当違うのだなというところを理解したいと思ったわけです。

したがって、そういうような意味からいって、これらについての契約の方法が指名競争入札ということになると、本町の業者で十分できるのかどうかということについてはいかがですか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 まず、機械設備ですけれども、機械についてはポンプとかの特殊なものになりますので、町内の業者では対応できません。機械メーカーの方の施工になります。それから、電気についてですけれども、電気についてもそれに伴う電気配電盤等の更新ということになっていきます。ことしも、平成28年度も発注しておりますが、電気については十勝管内の電気屋さんといいますか、そういう方々を指名して入札を行っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。402ページ、2款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款予備費、1項予備費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、405ページから409ページまでの平成29年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、386ページの第2表、地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第8号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 お諮りします。
議事の都合により、3月8日を休会としたいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、3月8日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 1時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員